

多言語生活情報動画制作及び外国人のためのガイドブック刷新業務委託仕様書

1 業務名

多言語生活情報動画制作及び外国人のためのガイドブック刷新業務委託

2 業務目的

本市に居住する外国人が、日本の生活習慣や行政サービスを正しく理解し、緊急時にも適切かつ迅速に対応できるよう、分かりやすい「多言語生活情報動画」の制作及び「外国人のためのガイドブック」の全面的な刷新を行う。

本業務の実施にあたっては、外国人の視点に立った高いデザイン性、アクセシビリティ、そして伝わりやすさを有する優れた成果品を求めるため、民間事業者等の高度な専門知識、技術力、創造性豊かな企画提案を公募型企画コンペ方式により募集し、最も適した受託候補者を選定する。

3 業務内容

映像制作、冊子刷新、多言語翻訳に関わる全ての業務（企画、構成、情報収集、台本、演出、製作調整、撮影、編集、アニメーション・CG作成、MA、翻訳、ネイティブチェック、PDF加工、マスター作成、データ作成、DVD製作等）とする。

- (1) 「多言語生活情報動画」の作成
- (2) 「外国人のためのガイドブック」の全面的な刷新
- (3) その他の企画提案（提案上限価格の範囲内で行う付加価値提案）

4 履行期間

契約日から令和9年1月29日（金）まで

5 業務の方向性とこれまでの取組

グローバル化の進展に伴い外国人住民の定住化が進む中、異なる文化的背景を持つ人々が共生・協働する社会の構築を推進するため、本業務を通じて、多文化共生のまちづくりを促進する。

本市の多文化共生推進事業の近年の取組として、令和2年度から「多言語生活情報動画」を作成するほか、「外国人のためのガイドブック」を毎年更新し、郡山市公式ウェブサイトに掲載している。

・「多言語生活情報動画」

令和2年度 「大雨や台風から命を守りましょう！」の制作動画

令和3年度 「作ってみよう！キャラ弁」の制作動画

令和4年度 「日本での自転車の交通ルールと乗り方」の制作動画

令和5年度 「ごみの出し方」の制作動画

令和6年度 「子育てポート・こどもの健康診査」の制作動画

令和7年度 「外国人のためのクリニックのかかり方」の制作動画

(URL: <https://www.youtube.com/playlist?list=PLt-e4wBiz2mDNaa9zwGZKVIIm-cz0Blhw1>)

・「外国人のためのガイドブック」

平成29年度～令和7年度に毎年更新

(URL: <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/foreignlanguageportal/>)

6 制作条件

(1) 全体

ア 受注者は、市と協議の上、動画の構成台本・ナレーション原稿、及びガイドブックの

刷新レイアウト・構成案を作成し、それらを基に撮影・編集・制作を行い、成果品を市に納品する。

イ 受注者は、市と協議の上、納品までの日程を定め、あらかじめ業務実施計画書（工程表）を市に提出すること。

（２）撮影（多言語生活情報動画）

ア 企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は本業務に含むものとする。

（ア）資料および素材の収集

（イ）肖像権および著作権についての必要な手続き

（ウ）出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請・スケジュール調整

（エ）使用料、交通費、謝礼、消耗品等（撮影に係る費用）

イ 詳細な撮影スケジュールについては、契約締結後に発注者と協議の上決定するものとする。

ウ 受注者は撮影の際に、撮影対象物の管理者及び撮影対象者に対し、市公式YouTube等で公開されることについて同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。

エ 主な出演者は市内在住外国人から選定すること。その際、出演に伴う謝礼及び旅費等の実費相当分については、受注者が適切に支払うこと。

（３）その他（著作権・管理規定）

ア 受注者所有の写真・映像等を使用する場合には、著作権等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。

イ 受注者が、その作業過程において必要とする行政施策に関する図書及び写真・映像等関係資料の貸与については、市と別途協議すること。

ウ 本業務で制作した映像の完成作品、映像素材データ、及びガイドブック刷新データの著作権等は、市に帰属するものとする。

7 受注者の選定方法

より優れた成果品を得るために公募型企画コンペ方式を採用する。

8 企画提案

（１）多言語生活情報動画の作成

業務内容は次のとおりとする。

ア 企画・構成

（ア）動画のテーマは、「緊急時の電話の対応」とする。

（例）110番・119番の正しいかけ方と、詐欺電話への適切な対処法など

（イ）受注者は、決定した内容を基に、必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成台本・ナレーション原稿を作成すること。

（ウ）動画の形式は、実写を基本とするが、アニメーションのほうがより効果的と判断した箇所については、部分的にアニメーションを挿入することとする。

（エ）動画の再生時間は5分程度とする。

（オ）外国人に分かりやすく、啓発効果が期待できる内容・構成とすること。

イ 撮影

（ア）企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は本業務に含むものとする。

・資料および素材の収集

・肖像権および著作権についての必要な手続き

・出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請・スケジュール調整

・使用料、交通費、謝礼、消耗品等の撮影に係る費用

- (イ) 詳細な撮影スケジュールについては、契約締結後に発注者と協議の上決定するものとする。
- (ウ) 撮影は原則、発注者が指定する監督員及び受注者が選任する業務責任者が立ち会いのもと、業務責任者を除き原則2名以上で行うこととする。
- (エ) 業務従事者及び第三者の安全衛生上必要な対策を行うこと。
- (オ) 受注者は撮影の際に、撮影対象物の管理者及び撮影対象者に対し、市公式YouTube等で公開されることについて同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。

ウ 編集

撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。なお、テロップやナレーションとして動画に挿入する施設等の名称や説明等については、受注者の責任の下、施設等管理者に確認を行うものとする。動画及びサムネイル画像の要件については、次のとおりとする。

- (ア) 制作した動画は、市公式YouTube等に投稿予定であり、パソコンやスマートフォン、タブレット等の動画視聴時に使用されることが想定される端末で、音声、画像や文字が、鮮明に視聴できるよう配慮すること。
- (イ) 編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において発注者の承諾を受けること。確認に当たっては、必要に応じて試写等を実施すること。編集後の動画については、関係機関等と主体的に協議・確認を行い、納品までに発注者による複数回の内容確認及び校正を受けるものとする。
- (ウ) サムネイル画像については、動画を見るかどうかの判断を左右する重要な画像となるため、目を引く色合い、フォント、エフェクトで構成された、外国人が動画を見たくなる画像を作成すること。納品までに最低2回以上の発注者による校正を受けること。

エ テロップ・YouTube概要欄原稿の翻訳

受注者は動画内のテロップ原稿及びYouTubeへの概要欄へ記載する説明文原稿について翻訳を行う。翻訳の要件については、次のとおりとする。

- (ア) テロップは6言語で作成する。（やさしい日本語、英語、ベトナム語、中国語簡体字、タガログ語、インドネシア語）なお、英語及び中国語については発注者が翻訳し、その他の言語は受注者が翻訳する。
- (イ) 日本語を含め、各言語のテロップは、発注者側で市の公式YouTubeに投稿する際に、字幕設定機能から挿入するため、受注者においては、翻訳した各文が日本語原稿のどの部分に対応するのか、また、動画内でいつ表示されるテロップなのかを発注者が見てわかるように、日本語原稿と翻訳原稿を対比させたうえで、該当するテロップが表示される動画内の時間等を記載したテロップ原稿を作成すること。
- (ウ) 翻訳者は日本語についても行政用語等を十分理解した者で、適切な翻訳ができる以下の水準を参考とすること。

【ベトナム語】

- ・ベトナム語を母語とする者が翻訳する場合は、日本語能力検定N1程度の日本語力を有する者
- ・ベトナム語を母語としない者が翻訳する場合は、実用ベトナム語技能検定1級相当のベトナム語力を有する者

【タガログ語・インドネシア語】

- ・翻訳を行う対象言語を母語とし、日本語能力検定N1程度の日本語力を有する者

- (エ) 受注者は各言語の翻訳者について、上記（ウ）の水準を満たしていることを、事前に発注者に対し報告すること。
- (オ) 全ての言語で翻訳者とは別に、翻訳言語を母語とする者によるネイティブチェックを必ず行うこと。

(カ) 受注者は、翻訳後、ネイティブチェックを行った各言語の原稿をWordデータ等で作成し、発注者によるチェックを受けること。

オ 録音・Multi Audio

(ア) ナレーションは、日本語のみとし、受注者が手配すること。

(イ) 日本語のナレーションは、基本的にテロップ原稿と同様の「やさしい日本語」とし、外国人が聞き取りやすい明瞭な口調とすること。

(ウ) 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受注者において行うこと。

(2) 「外国人のためのガイドブック」の全面的な刷新

業務内容は次のとおりとする。

ア 業務の目的

本業務は、市内に居住する外国人が日本の生活習慣や行政サービスを正しく理解し、安心して暮らせるよう、現在公開している生活ガイドの内容を整理し、より見やすく、使いやすいものに作り替えることを目的とする。

イ 業務の内容

受託者は、以下の事項を実施すること。

(ア) 構成の見直しと整理

- ・利用者の視点に立ち、必要な情報がすぐに見つかるよう目次や章立てを再構成すること。
- ・一目で内容が理解できるよう、イラスト、写真を効果的に配置すること。
- ・文字の大きさや色使いに配慮し、誰にとっても読みやすい設計（ユニバーサルデザイン）を採用すること。

(イ) 多言語翻訳の実施

- ・多言語対応レイアウト（マルチリンガル）による制作
- ・日本語版を元に、指定する4か国語（ベトナム語、韓国語、タガログ語、インドネシア語）への翻訳を行うこと。
- ・発注者が翻訳データを提供する2か国語（英語、中国語）および元となる日本語を含めた、計7か国語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、インドネシア語）分で構成されるガイドブック（完成品）としてレイアウト・編集等を行うこと。
- ・文化的背景に配慮し、誤解を招かない適切な表現を用いること。

(ウ) 電子版（PDF）の利便性向上

- ・スマートフォンの小さな画面でも読みやすいよう、レイアウトを工夫すること。
- ・目次から該当ページへ直接移動できる機能（リンク）を設定すること。

ウ 対象言語

(ア) 受託者が翻訳を行う言語

ベトナム語、韓国語、タガログ語、インドネシア語（計4か国語）

(イ) 発注者が翻訳データを提供する言語

英語、中国語（計2か国語）

(ウ) 完成品（電子版PDF等）として作成する言語

日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、インドネシア語（計7か国語）

エ 翻訳者の資格・要件（受託者が翻訳を行う4か国語に適用）

本業務に従事する翻訳者は、以下の条件を満たすものとする。

(ア) 日本語の行政用語に精通し、各言語において高い専門性を持つ者を選定すること。

(イ) 翻訳言語を母国語とする、あるいはそれと同等の高い語学能力を有し、公的な文

書の翻訳実績が豊富であること。

(ウ) 翻訳後の内容について、第三者による校閲（内容の確認と修正）を必ず行い、正確性を期すること。

オ 提案に盛り込むべき事項

提案書には、以下の内容を必ず記載すること。

(ア) 見やすさへの工夫

どのような工夫をして「一目でわかるガイド」にするのか、具体的な案を示すこと。

(イ) 情報へのたどり着きやすさ

利用者が迷わずに必要な情報を探せるような、目次や構成の組み方を提案すること。

(3) その他の企画提案

上記(1)～(2)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

9 成果品

(1) 多言語生活情報動画作成業務

ア 動画データ：DVD-R等で2枚提出すること。（MP4形式とすること）

イ テロップ原稿（概要欄説明文含む）

以下の6言語を言語ごとに、WordまたはExcel形式で提出すること。

（やさしい日本語、英語、ベトナム語、中国語簡体字、タガログ語、インドネシア語）

※日本語原稿と翻訳原稿を対比させたいので、該当するテロップが動画内で表示される時間を記載し、提出すること。

ウ YouTube掲載用のサムネイル画像1枚

データは、YouTubeのサムネイル画像として挿入可能な形式とすること。

(2) 外国人のためのガイドブック全面的な刷新業務

ア 新しく作成した電子データ（PDF形式）

ウェブサイト上での閲覧およびダウンロードを円滑にするため、視覚的な品質を維持しつつ、ファイルサイズを極限まで軽量化したPDFを作成すること。

イ 編集が可能な元のデータ（Word形式）

(3) 納品時期

令和9年1月29日（金）まで

10 その他

(1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、市にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。業務責任者は、業務における一切の事項を処理するものとする。

また、業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

(2) 発注者は、受注者の対応が不誠実と認められる場合又は成果不十分と認められる場合には、委託期間の途中でも契約を解除できるものとする。

(3) 受注者は、市の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。

(4) 委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに修正等対応するものとする。

(5) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様

とする。

- (6) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、この限りでない。
- (7) 受注者は、常に業務現場の状況把握や設備等の点検に努めるとともに、業務従事者へ必要な安全教育を行い、事故防止に万全を期さなければならない。業務の実施に際し事故等が発生した場合には、受注者は、現場の状況把握を行い、事故等の状況について速やかに監督員に報告しなければならない。この場合において、被害拡大防止のためやむを得ない事情があると認められるときは、臨機に安全対策等の必要な措置を行わなければならない。
- (8) 本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。